

再審法の改正を求める意見書

近年、袴田事件をはじめとする再審事件の動向に関する報道により、再審やえん罪被害に対する社会の関心が高まり、日本弁護士連合会などからも再審法（刑事訴訟法第四編「再審」）の問題点が指摘されている。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。

しかし、再審法には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存続しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力になっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。

2014 年（平成 26 年）に静岡地方裁判所で再審開始決定がなされた袴田事件では、検察官の抗告によって再審開始決定からその確定まで 9 年が経過している。

再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきでない。

以上 2 点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、時に「再審格差」と呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題がある。

そこで再審請求手続における手続規定に関しても、速やかに整備する必要がある。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、次の事項について、再審法を速やかに改正するよう求める。

1. 再審請求手続における証拠開示の制度化
1. 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
1. 再審請求手続における手続規定の整備

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 13 日